

令和2年5月和水町議会第2回臨時会会議録

令和2年5月15日和水町議会第2回臨時会を議場に招集された。

1. 令和2年5月15日午後3時00分招集
2. 令和2年5月15日午後3時00分開会
3. 令和2年5月15日午後4時02分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 荒木宏太	2番 白木淳	3番 齊木幸男
5番 竹下周三	6番 高木洋一郎	7番 秋丸要一
8番 松村慶次	9番 庄山忠文	10番 池田龍之介
11番 森潤一郎	12番 蒲池恭一	
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

4番 坂本敏彦

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	中嶋光浩	書記	西原利沙
------	------	----	------
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	高巢泰廣	副町長	松尾栄喜
教育長	岡本貞三	総務課長	上原真二
総合支所長	富下健次	まちづくり推進課長	石原康司
税務住民課長	高木浩昭	健康福祉課長	坂口圭介
商工観光課長	大山和説	建設課長	中嶋啓晴
学校教育課長	下津隆晴	社会教育課長	前渕康彦
特養施設長	樋口幸広		
12. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 承認第1号 専決処分の承認について(和水町税条例等の一部を改正する条例)
 - 日程第4 承認第2号 専決処分の承認について(和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認について（和水町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認について（令和元年度 和水町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第7 承認第5号 専決処分の承認について（令和元年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第5号））
- 日程第8 承認第6号 専決処分の承認について（令和元年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第4号））
- 日程第9 承認第7号 専決処分の承認について（令和2年度 和水町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第10 議案第36号 和水町宅地分譲条例の一部改正について
- 日程第11 議案第37号 和水町飲料水供給施設条例の一部改正について
- 日程第12 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第39号 工事請負契約の締結について
-

開会 午後3時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。皆さん、こんにちは。

（こんにちは。）

御着席ください。

ただいまから、令和2年第2回和水町議会臨時会を開会いたします。

本日は、坂本議員から欠席届が提出されております

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番齋木幸男君、5番竹下周三君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時議会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3 承認第1号 専決処分の承認について（和水町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、承認第1号「専決処分の承認について」（和水町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました承認第1号、専決処分の承認について、御説明を申し上げます。

和水町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。令和2年5月15日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律、令和2年法律第5号、地方税法施行令の一部を改正する政令、令和2年政令第109号、地方税法施行規則の一部を改正する省令、令和2年総務省令第21号が令和2年3月31日に公布され、原則として、同年4月1日から施行されることとなるため、条例の改正を行う必要があり、和水町税条例等の一部を改正する条例を令和2年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な内容を御説明申し上げます。個人住民税関係では、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しがございます。また、個人住民税の人的非課税の措置の見直しがございます。それから、個人を対象に低未利用土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除する特例措置を創設したものでございます。また、法人住民税関係では、国税における連結納税制度の見直しに伴う対応でございます。

次に、固定資産税関係でございますけれども、現に所有しているものの相続人等の申告の制度化でございます。また、使用者を所有者とみなす制度の拡大でございます。そのほかに、新築住宅及び新築認定長期優良住宅に係る税額の減額措置を2年延長するものでございます。また、たばこ税に関しましては、軽量の葉たばこの課税方式の見直しがございます。このほかに、元号の改正によりまして、「平成」を「令和」に改正する内容となっております。

以上で、承認第1号、専決処分の承認についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第1号「専決処分の承認について」（和水町税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

日程第4 承認第2号 専決処分の承認について（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、承認第2号「専決処分の承認について」（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました承認第2号、専決処分の承認について御説明いたします。

和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。令和2年5月15日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

専決処分の概要でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、令和2年法律第5号、地方税法施行令の一部を改正する政令、令和2年政令第109号が令和2年3月31日に公布され、原則として、同年4月1日から施行されることとなるため、条例の改正を行う必要があります。和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和2年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容について御説明申し上げます。国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を現行の61万円から63万円に引き上げ、介護納付金課税額の課税限度額を現行の16万円から17万円に引き上げるものでございます。また、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の28万円から28万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の51万円から52万円に引き上げるものでございます。

以上で、承認第2号、専決処分の承認についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第2号「専決処分の承認について」（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第3号 専決処分の承認について（和水町介護保険条例の一部を改正する条例）

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、承認第3号「専決処分の承認について」（和水町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 承認第3号、専決処分の承認について御説明申し上げます。

和水町介護保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。令和2年5月15日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

専決処分の概要を申し上げます。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、原則として、同年4月1日から施行されることとなるため、条例の改正を行う必要があり、和水町介護保険条例の一部を改正する条例を令和2年3月31日付で専決処分を行ったものになります。

主な改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

3ページを御覧になってください。第2条の保険料率の条文改正でございますが、左が改正後、右が改正前となっております。まず、第2条第1項につきましては、「平成32年度」を元号の変更に伴い、「令和2年度」に改正しております。

次に、第2項につきましては、生活保護者や年金収入額80万円以下の第1段階の階層者を明記しております。今年度より、介護保険料の年額を2万6,100円から2万880円に減額する内容でございます。

次に、第3項につきましては、年金収入額80万円から120万円までの第2段階の階層者を明記しております。年額4万3,500円から3万4,800円に減額することの内容でございます。

最後に、第4項につきましては、年金収入額が120万円を超える第3段階の階層者を明記しております。年額5万460円から4万8,720円に減額するものです。ただいま申し上げました第2項、第3項、第4項の保険料率の期間を定めた条文も令和2年度という表記に改正しております。

今回の改正は、令和元年10月からの消費税増税に合わせ、昨年度より段階的に低所得者の介護保険料の調整率を引き下げて負担の軽減を実施しておりますが、今年度におきましても、介護保

険料の軽減の完全実施を行い、非課税世帯の方の負担軽減の強化を図るものでございます。

以上で、承認第3号、専決処分の承認についての説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第3号「専決処分の承認について」（和水町介護保険条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第4号 専決処分の承認について

（令和元年度 和水町一般会計補正予算（第8号））

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、承認第4号「専決処分の承認について」（令和元年度 和水町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 承認第4号、専決処分の承認について（令和元年度 和水町一般会計補正予算（第8号））の専決処分について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により、次のとおり報告し、承認を求めるものでございます。令和2年5月15日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

承認第4号の予算書の表紙裏面を御覧いただきたいと思います。令和元年度 和水町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,259万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ74億6,989万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。令和2年3月31日専決、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、「第1表 歳入歳出予算補正」について、主なものを御説明を申し上げます。

1 ページを御覧いただきたいと思います。歳入の主なものについて説明を申し上げます。1 款の町税から12 款の交通安全対策特別交付金までは、交付額が確定したことによる補正でございます。13 款、分担金及び負担金の補正額15 万5,000 円は、熊本地震被災市町村職員派遣の負担金でございます。15 款の国庫支出金の補正額1,994 万9,000 円の主なものは、子ども子育て支援整備交付金増額によるものでございます。国の補助率が2 分の1 から3 分の2 補助に変更になったことによるものでございます。

2 ページを御覧いただきたいと思います。16 款、県支出金の補正額883 万5,000 円の減額の主なものは、前に申し上げました国の補助率変更に伴い、県負担が減額となったものでございます。

18 款、給付金の補正額2,159 万4,000 円は、ふるさと応援寄附金の減額によるものです。21 款、諸収入の補正額1,603 万6,000 円は、大河ドラマ「いだてん」和水町推進協議会精算によるもの及び1 市2 町「いだてん」地域振興協議会精算による増額でございます。22 款、町債の補正額900 万円の減額は、学童保育施設整備事業の実績により減額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の主なものについて説明を申し上げます。12 ページを御覧いただきたいと思います。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、6 目、企画費を1,219 万4,000 円減額いたします。ふるさと納税返金報償費と手数料の減額によるものです。

3 款、民生費、2 項、児童福祉費、1 目、児童福祉総務費を951 万2,000 円減額いたします。学童保育施設の工事請負費の入札残等による減でございます。

以上、歳出補正の概要説明を終わります。

続いて、4 ページをお開きください。「第2表 繰越明許費補正」について説明を申し上げます。

追加といたしまして、10 款、教育費、5 項、保健体育費、事業名「金栗四三顕彰事業」として、金額354 万4,000 円を繰り越します。金栗生家周辺の土地購入に係る分を繰越すものでございます。登記関係に期間を要したためです。

その下、変更といたしまして、8 款、土木費、2 項、道路橋りょう費、補正前の金額に1,200 万円を追加し、3,500 万円とするものです。これは、国からの交付金の追加通知が2 月末にあったことによる変更でございます。当該事業につきましては、芝塚東山線の擁壁改修工事に係る分です。

最後に5 ページをお開きください。「第3表 地方債補正」について説明を申し上げます。

変更といたしまして、起債の目的、学童保育施設建設事業補正前の額から900 万円を減額いたしまして、5,960 万円とするものです。事業実績による減額をいたします。

以上で承認第4号、専決処分の承認について（令和元年度和水町一般会計補正予算（第8

号)) の説明を終わります。承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） まず、歳入のほうでお伺いします。9款の環境性能割交付金、減額が303万8,000円、これは率にすると58%に当たるわけですね。どこに見込み違いがあったのか。それと寄附金で2,159万4,000円減額になっておりますけれども、これはどういう理由なのか、この2点について御説明をお願いします。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） まず申し訳ございません。あとの質問の寄附金の2,159万4,000円でございます。このことにつきましては、ふるさと納税寄附の実績により減額をいたしております。

申し訳ございません。環境性能割交付金につきましては、お時間を頂きたいと思っております。申し訳ありません。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 町長にお伺いします。ふるさと応援寄附1億円目標、前年度言われましたよね。今年度それに見合うような金額が寄せられて、うち単独で使えるお金が7,000万円ぐらいいかなと私は思っていたんですけども、その実績に伴って、2,100万円減額されていますけれども、町長の1億円の掛け声はどこにいったんですか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 私、確かに1億円目標で頑張りたいということで、これまで御説明をしたところですが、今回、実際動き出したのが8月からだったということで、取りかかるのが若干遅かったと、出足がちょっと鈍かった部分が影響したかなというふうに思っております。その後、順調に推移はしてきたと思っておりますけれども、まだまだこの返礼品当たりの品目がもっと開発を進める必要があるんじゃないかというふうに思っております。さらに今年は、昨年よりも出足は非常に今のところいいというような状況を聞いておりますので、今年はそのようなことがないように、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 町長が1億円という掛け声をされたときに、担当課のほうに、今の実績はどれくらいあるのかと聞いたところ、1億円には程遠いと、5,000万円ぐらいいだろうということだったんですよ。そのとおりなんですよ、なっているのが。だけん、8月から本腰を入れたということでありましてけれども、今年度は、ぜひ町長のリーダーシップで1億円。私が思うに、いろいろ各自治体がふるさと応援寄附をしていただいたカタログですよ。物すごいよう作ってあ

るわけですね。うちのは何か貧弱過ぎとじゃないかなと思うわけです。

それと、去年だったかな、近江八幡市に行ったんですよ。そこは、来られた方に市内の観光マップとかいろいろ入れたやつを資料としてもらったんですけど、その引き回し文書にちゃんとふるさと応援寄附をお願いします。懇切丁寧に書いてあるわけですよ。来られた方にそれを1部ずつやられるわけです。我がまちにも観光施設というのはいろいろあると思います。何か所かです。そういうところに、そういった気配りの、来客者に口じゃどうぞというぐらいでいいかも分かりませんが、文書で応援を呼びかけるとか、そういう方法をとったほうがいいんじゃないかなと。そうすることによって、何がしかの成果が上がればいいんじゃないかなと私は思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 今、池田議員から貴重な御提案を頂きました。ありがとうございます。確かにその辺のアピールが確かに私は不足していると思います。またパンフレットにつきましても、やっぱりよそのやつから比べますと、非常に見劣りがするというのは、もう確かに私もそう感じます。ですから、やっぱりこの辺もう少し改良を重ねて、そしてしっかりとアピールして、よそは非常にすばらしい近隣の町村は挙げておられますので、その辺のいいところは、やっぱり真似をしてでも取り組んでいくということが大事じゃないかと思っております。担当もその辺はしっかり思いを込めて頑張っていきたいという思いでおりますので、今年は、非常に今のところ、スイカが今最盛期に入っておりますけれども、いい方向にいらいますので、これが持続するようにやっていくことがやっぱり知恵出さじらうと思っております。確かに、例えば同じ米でも、一時的には幾らか下げるとか、数量のパッケージをするとか、いろいろ方法をやっぱりもっと勉強しないかなというふうに思っているところです。貴重な御提案を頂きましたので、その辺も含めて頑張っていきたいと思っております。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 先ほど、池田議員から歳入項目の9款、環境性能割交付金の303万8,000円の減額の理由ということで御質問がございました。お答えいたします。

これは、まず消費税増税に伴い昨年度から新設された交付金でございます。当初、様々な車等々の情報から、車による税金でございますので、情報提供を受けて、当初予算を組んだわけでございますが、結果、見込みが若干甘かったというところでございます。実際の普通自動車の新規登録が思ったよりも伸びなかったと、これが原因でございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ふるさと納税について、お答えしたいと思います。

今も町長のほうから答弁がありましたとおり、本年度のふるさと納税につきましては、ただいま議員から指摘がありましたようなPRとか、周知のほうを重点して実施をしております。現在、

4月だけの実績としまして、今285万円上がっております。これは昨年に比べますと、昨年度が4月から7月までの累計で320万円、そこが今年度は、1か月で300万円程度上がっておりますので、その指示でPR等が十分できているかなと思っております。あとホームページの更新、それとプラス、PRの仕方というので、手数料等も今年度は予算化しておりますので、昨年度は品数をまず増やすと。本年度は、そういったPR活動を通じながら、金額のほう増加させていくという方向で、今のふるさと納税のほうは推進をしているところです。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第4号「専決処分の承認について」（令和元年度 和水町一般会補正予算（第8号））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

日程第7 承認第5号 専決処分の承認について（令和元年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第5号））

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、承認第5号「専決処分の承認について」（令和元年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 承認第5号、専決処分の承認について（令和元年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第5号））の専決処分について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により、次のとおり報告し、承認を求めるものでございます。令和2年5月15日提出、和水町長高巢泰廣です。

予算書の裏面を御覧ください。令和元年度 和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年3月31日専決、和水町長高巢泰廣です。

まず、歳入について説明いたします。5ページを御覧ください。1款、サービス収入、1項、

介護給付費、2目、居宅介護サービス費収入、1節の短期入所生活介護費収入を利用者が見込額より増えたため、94万1,000円増額しております。

次に、2款、分担金及び負担金、1項、負担金、4目、その他負担金、2節の栄養補助食品等負担金を、利用者が減り9万6,000円減額しております。

次に、8款、諸収入、1項、雑入を8万円減額しております。

次に、10款、県支出金、1項、県補助金、1節、災害復旧費県補助金を76万5,000円減額しております。これは、補助金の確定額に合わせ減額をしております。

次に、歳出について説明いたします。6ページを御覧ください。1款、総務費、1項、施設管理費、1目、一般管理費の特定財源の国・県支出金を76万5,000円減額し、その他財源を同額増額し、財源組換えを行っております。

以上で、承認第5号、専決処分の承認について（令和元年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第5号））提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第5号「専決処分の承認について（令和元年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第5号））」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

日程第8 承認第6号 専決処分の承認について（令和元年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第4号））

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、承認第6号「専決処分の承認について」（令和元年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました承認第6号、専決処分の承認について（令和元年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第4号））についての提案理由の説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により、次のとおり報告し、承認を求めます。令和2年5月15日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

予算書の表紙の裏面を御覧ください。令和元年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ475万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億6,316万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年3月31日専決、和水町長高巢泰廣でございます。

内容について御説明いたします。歳入から説明いたします。5ページをお開きください。1款、後期高齢者医療保険料、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料を475万9,000円増額し、7,466万9,000円とするものです。これは当初予算より保険料収入額が増額となったものでございます。

次に、歳出を御説明いたします。6ページを御覧ください。2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、1目、後期高齢者医療広域連合納付金を475万9,000円増額し、1億4,835万3,000円といたします。被保険者が納付されました保険料を被保険者保険料負担金といたしまして、広域連合へ全額納付するものでございます。

以上で、承認第6号、専決処分の承認について（令和元年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第4号））についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第6号「専決処分の承認について」（令和元年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

日程第9 承認第7号 専決処分の承認について（令和2年度 和水町一般会計補正予算（第1号））

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、承認第7号「専決処分の承認について」（令和2年度 和水町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 承認第7号、専決処分の承認について（令和2年度 和水町一般会計補正予算（第1号））の専決処分について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により、次のとおり報告し、承認を求めます。令和2年5月15日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

承認第7号の予算書の表紙裏面を御覧いただきたいと思います。令和2年度和水町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億618万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ83億2,146万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年5月1日専決、和水町長高巢泰廣でございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」について説明を申し上げます。1ページを御覧ください。まず歳入です。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金に補正額10億618万8,000円を追加いたします。

続いて、歳出を説明いたします。6ページを御覧いただきたいと思います。まず2款、総務費、1項、総務管理費、15目、定額給付金給付事業に9億9,371万7,000円を追加いたします。新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策が閣議決定されたことを受けて、簡素な仕組みで、迅速かつ的確に家計の支援を行うために、1人当たり10万円の給付を行うものです。これに伴う事務費補助金等を補正するものです。

次に、3款、民生費、1項、社会福祉費、9目、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に1,247万1,000円を追加いたします。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の閣議決定を受けまして、子育て世帯を支援する観点から、児童手当を受給する世帯に、対象児童1人当たり1万円を給付するものです。それに係る事務費補助金等を補正するものでございます。

以上、承認第7号、専決処分の承認について（令和2年度 和水町一般会計補正予算（第1号））の説明を終わります。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第7号「専決処分承認について」（令和2年度 和水町一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

日程第10 議案第36号 和水町宅地分譲条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第36号「和水町宅地分譲条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第36号、和水町宅地分譲条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

議案第36号、和水町宅地分譲条例の一部改正について。和水町宅地分譲条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年5月15日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

改正の内容につきましては、和水町宅地分譲条例の一部改正する条例、和水町宅地分譲条例の一部を次のように改正する。第14条第1項第2項2号中、「第13条」を「前条」に改める。別表2、次のように加える。「藤田さくらタウン 和水町藤田字西原地内」、附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由につきましては、和水町が分譲する藤田さくらタウンの宅地分譲を開始することに伴いまして、新しいその名称を条例の中に追加する必要があります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

以上で、議案第36号、和水町宅地分譲条例の一部改正について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第36号「和水町宅地分譲条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第37号 和水町飲料水供給施設条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第37号「和水町飲料水供給施設条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第37号、和水町飲料水供給施設条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

議案第37号、和水町飲料水供給施設条例の一部改正について。和水町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年5月15日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

改正の内容につきましては、和水町飲料水供給施設条例の一部を次のように改正する。第3条の表に次のように加える。「藤田さくらタウン飲料水供給施設 和水町藤田のうち藤田さくらタウン」、附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由につきましては、和水町が分譲する藤田さくらタウンの宅地分譲を開始することに伴いまして、飲料水供給施設を設置するため、条例を改正する必要があります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

以上で、議案第37号、和水町飲料水供給施設条例の一部改正について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） この施設の中に、なぜ久井原ニュータウンのやつは入っていないのか。前の議案の中には、久井原ニュータウンも入っているわけですよ、まちが分譲地として売り出してた中々ですね。その中で、久井原ニュータウンだけ給水施設のほうはなぜ省かれているのか理由を説明してください。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の条例改正につきましては、まちの簡易水道の料金体系でとっておりますのが、平野のグリーンビレッジ、それと今回新しくできます藤田のさくらタウンということになります。条例には、2か所のみ載るような形で今回改正を入れております。

久井原につきましては、料金体制がちょっと全然簡易水道と違うということで、単独で料金のほうは徴収しております。この件につきましては、昨年度の議会で水道料金の調整をということで、提案等が委員会の方でっておりますので、建設課のほうでそういった取りまとめを本年度から実施しているところです。なぜ載っていないかというのは、簡易水道の同じ料金体制が違うとい

うことで、この条例には載っておりません。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 総務文教のほうで、結局まちが供給する水、料金がもうばらばらだということで、もう何年か前から指摘しているわけです。それを無視したところで、まちは過ごしてきているわけです。今回が本当にいい機会なんですよ、この藤田さくらタウンの給水施設をこの条例の中に入れるならば。料金改定も見込んだところで、久井原ニュータウンとか、三加和地域のほうで供給している中林水源か、あの点も一緒にやっぱり簡易水道と一緒に考えで、まちとしては取り組むべきですよ。今回この藤田さくらタウンのやつが条例改正をするわけですから、いい機会じゃないかと私は思いますけど、町長その点どうですか。

○議長（蒲池恭一君）

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま池田議員から御指摘といたしますか、御提案、前回もこういう提案をやっていると、全然進んでいないというお叱りでございますけれども、この辺については、お詫びを申し上げたいと思います。

今おっしゃったような点、確かにばらばらの料金体系では、やっぱり管理もやりにくいし、非常に料金もばらばらでは不公平感もある部分もあるかと思えます、おっしゃるとおり。ですから、こういったことをとらえてやったらどうかということでございますので、事務方でその辺検討をさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 池田議員の御指摘、数年前から委員会のほうでもお伺いをいたしております。総務も含めて協議をやれという御指導もあっております。建設課を中心としてやりますけれども、そもそも専用水道、簡易水道、そういった企業会計等々に含まれる水道事業と根本の法的な分野で若干違うところもございますし、それに基づく料金の算出の方法、そういったところをきちんとわきまえてやっていきたいと思えます。池田議員の御指摘に反論ではございません。そういったことで今調整をやっております。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 総務課長、本当は入りは違ったかも分かりませんよね。三加和時代と菊水時代、菊水はもう当初から上水道じゃないけれども、簡易水道という法的な名称のもとに水道事業をしているわけです。そうすると、三加和は三加和で中林水源から供給するやつが入りがちょっと違った入り方でいっているわけでしょう。だから、単価的に違うわけですよ。三加和、中林水源のやつは物すごく安いですね。菊水側の簡易水道の料金から比べるとですね。それで、もう合併して十数年過ぎているわけです。三加和時代とか菊水時代とかじゃなくて、和水町として、やはりまちが供給する水だから、やはり公平性を貫かないいけないのじゃないかなと思いま

す。実情を町民の方々が知らないから、これ大騒ぎにならんとですよ。もし本当に実情的に単価をあそこは幾ら、あそこは幾ら、あそこは幾らということを公表したら、大変な騒ぎになる可能性もこれ含んでいるわけです。本当に真摯に受け止められて、今後検討して、公平性に基づくような料金体系に設定をお願いしたいと思います。町長、よろしく。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第37号「和水町飲料水供給施設条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第38号 工事請負契約の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第38号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第38号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明をいたします。

議案第38号、藤田地区宅地給水施設整備工事について、次のように請負契約を締結することとする。令和2年5月15日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

契約の内容につきましては、工事名が、藤田地区宅地給水施設整備工事。

工事の場所は、和水町藤田地内。

契約の金額は、7,469万円、税込みとなります。

契約の相手方は、熊本県玉名市岩崎964番地、熊本利水工業株式会社有明支店 支店長 吉田剛健。

契約の方法は、指名競争入札となっております。

提案理由の説明をいたします。藤田地区宅地給水施設整備工事の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提案する理由でございます。

以上で、議案第38号の工事請負契約の締結について、提案理由の説明を終わります。御審議の

上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第38号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第39号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 議案第39号について、御説明申し上げます。

議案第39号、工事請負契約について。菊水区域共同調理場整備事業改築工事について、次のように請負契約を締結することとする。令和2年5月15日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

工事名、菊水区域共同調理場整備事業改築工事。

工事場所、和水町江田地内。

契約金額、2億9,370万円、税込みでございます。

契約の相手方、和水町下津原3274番地1、株式会社菊水建設 代表取締役 徳永隆男。

契約の方法、指名競争入札でございます。

提案理由でございますが、菊水区域共同調理場整備事業改築工事の工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第2条の規定により、この工事の予定価格が5,000万円以上でございましたので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第39号、工事請負の契約についての説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） この中で、厨房設備工事について、お伺いします。ここに5,855万2,000円、全協の資料に基づいて、今申し上げていますが、1年間は、神尾小学校のほうで菊水地域の学校給食は調理されますよね。そこで、新しく人数分、神尾小学校にあった分では小さいもんだから、大きめのやつを設備されたと思うわけですよね。それは、こちらのほうに持ってくるというような説明だったんですけれども、この設備工事の中に、その向こうから持ってきて据付けまでの工事代金は入っているのか、入っていないのか、その点をお願いします。

○議長（蒲池恭一君）

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 神尾の仮設調理場のほうから持ってまいります調理器具でございますけど、正確に申し上げますと、冷蔵庫1台、冷凍庫1台、検食用の冷凍庫が1台と消毒用の保管庫、こちらが2台、それと洗浄機が1台ということで、今現在、仮設調理場のほうで使っておりますこちらの撤去と運搬、そして設置費用まで込みでございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第39号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（蒲池恭一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。令和2年第2回和水町議会臨時会を閉会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

閉会 午後4時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員